

# おしらせ

## 新しい義歯を作る時の取り扱いについて



新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作より6ヶ月以上経過していなければなりません。  
他の歯科医院で作られた場合も同様です。

院内に歯科技工士が居ますので、義歯の修理  
が迅速に行えます。